参考資料１

地域社会における共生の実現に向けて
新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※　障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）

② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)

④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の範囲の見直し

○　制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。　【平成25年4月1日施行】

➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

★　障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
- 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）

★　身体障害者の定義　永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
身体障害者の範囲　身体障害者福祉法別表に限定列挙
⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。

★　難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）
事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成２４年度予算:２億円、健康局予算事業)
難治性疾患克服研究事業の対象である１３０疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成２５年４月１日）に向けて検討する。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について（案）

参考資料２

現在の状況

○　平成25年４月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※１）に、難病等（※２）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※３）の対象となる。

○　この施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年４月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするためには、自治体での準備期間を考慮し、早急に対象疾患を定める政令の公布手続を進める必要がある。

○　しかし、現時点においては、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていることから、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にある。

※１　児童福祉法に定める障害児についても同様。
※２　障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。
※３　障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

○　障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（※４）として平成25年４月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。

○　なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※５）。

※４　同事業では、難病患者等のＡＤＬの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチがその対象範囲となっている。
※５　難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があり、現在、来年２月の配布を目途として、「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを作成中。

障害者総合支援法の対象疾患一覧（案）

1	IgA腎症
2	亜急性硬化性全脳炎
3	アジソン病
4	アミロイド症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎
6	ウェゲナー肉芽腫症
7	HTLV－１関連脊髄症
8	ADH不適合分泌症候群
9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎
11	下垂体前葉機能低下症
12	加齢性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症
14	関節リウマチ
15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症
17	偽性副甲状腺機能低下症
18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎
20	強皮症
21	ギラン・バレ症候群
22	筋萎縮性側索硬化症
23	クッシング病
24	グルココルチコイド抵抗症
25	クロウ・深瀬症候群
26	クローン病
27	劇症肝炎
28	結節性硬化症
29	結節性動脈周囲炎
30	血栓性血小板減少性紫斑病
31	原発性アルドステロン症
32	原発性硬化性胆管炎
33	原発性高脂血症
34	原発性側索硬化症
35	原発性胆汁性肝硬変
36	原発性免疫不全症候群
37	硬化性萎縮性苔癬
38	好酸球性筋膜炎
39	後縦靭帯骨化症
40	拘束型心筋症
41	広範脊柱管狭窄症
42	高プロラクチン血症
43	抗リン脂質抗体症候群
44	骨髄異形成症候群
45	骨髄線維症
46	ゴナドトロピン分泌過剰症
47	混合性結合組織病
48	再生不良性貧血
49	サルコイドーシス
50	シェーグレン症候群
51	色素性乾皮症
52	自己免疫性肝炎
53	自己免疫性溶血性貧血
54	視神経症
55	若年性肺気腫
56	重症急性膵炎
57	重症筋無力症
58	神経性過食症
59	神経性食欲不振症
60	神経線維腫症
61	進行性核上性麻痺
62	進行性骨化性線維形成異常症
63	進行性多巣性白質脳症
64	スティーヴンス・ジョンソン症候群
65	スモン
66	正常圧水頭症
67	成人スチル病
68	脊髄空洞症
69	脊髄小脳変性症
70	脊髄性筋萎縮症
71	全身性エリテマトーデス
72	先端巨大症
73	先天性QT延長症候群
74	先天性魚鱗癬様紅皮症
75	先天性副腎皮質酵素欠損症
76	側頭動脈炎
77	大動脈炎症候群
78	大脳皮質基底核変性症
79	多系統萎縮症
80	多巣性運動ニューロパチー
81	多発筋炎
82	多発性硬化症
83	多発性嚢胞腎
84	遅発性内リンパ水腫
85	中枢性尿崩症
86	中毒性表皮壊死症
87	TSH産生下垂体腺腫
88	TSH受容体異常症
89	天疱瘡
90	特発性拡張型心筋症
91	特発性間質性肺炎
92	特発性血小板減少性紫斑病
93	特発性血栓症
94	特発性大腿骨頭壊死
95	特発性門脈圧亢進症
96	特発性両側性感音難聴
97	突発性難聴
98	難治性ネフローゼ症候群
99	膿疱性乾癬
100	嚢胞性線維症
101	パーキンソン病
102	バージャー病
103	肺動脈性肺高血圧症
104	肺胞低換気症候群
105	バッド・キアリ症候群
106	ハンチントン病
107	汎発性特発性骨増殖症
108	肥大型心筋症
109	ビタミンD依存症二型
110	皮膚筋炎
111	びまん性汎細気管支炎
112	肥満低換気症候群
113	表皮水疱症
114	フィッシャー症候群
115	プリオン病
116	ベーチェット病
117	ペルオキシソーム病
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
121	慢性膵炎
122	ミトコンドリア病
123	メニエール病
124	網膜色素変性症
125	もやもや病
126	有棘赤血球舞踏病
127	ランゲルハンス細胞組織球症
128	リソソーム病
129	リンパ管筋腫症
130	レフェトフ症候群

※　今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患の対応表

分野	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
血液系	30	血栓性血小板減少性紫斑病	血栓性血小板減少性紫斑病（TTP）
	36	原発性免疫不全症候群	原発性免疫不全症候群
	44	骨髄異形成症候群	不応性貧血（骨髄異形成症候群）
	45	骨髄線維症	骨髄線維症
	48	再生不良性貧血	再生不良性貧血
	53	自己免疫性溶血性貧血	溶血性貧血
	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
	92	特発性血小板減少性紫斑病	特発性血小板減少性紫斑病（ITP）
	93	特発性血栓症	特発性血栓症
免疫	5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	アレルギー性肉芽腫性血管炎
	6	ウェゲナー肉芽腫症	ウェゲナー肉芽腫症
	14	関節リウマチ	悪性関節リウマチ
			関節リウマチ
	29	結節性動脈周囲炎	ビュルガー病（バージャー病）
	102	バージャー病	結節性動脈周囲炎
	43	抗リン脂質抗体症候群	抗リン脂質抗体症候群
	50	シェーグレン症候群	シェーグレン症候群
	67	成人スチル病	成人スティル病
	71	全身性エリテマトーデス	全身性エリテマトーデス（SLE）
	76	側頭動脈炎	側頭動脈炎
	77	大動脈炎症候群	大動脈炎症候群（高安動脈炎）
	81	多発筋炎	皮膚筋炎及び多発性筋炎（PM／DM）
	110	皮膚筋炎	
	116	ベーチェット病	ベーチェット病
内分泌系	3	アジソン病	副腎低形成（アジソン病）
	8	ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
	85	中枢性尿崩症	
	11	下垂体前葉機能低下症	下垂体機能低下症
			PRL分泌異常症
			ゴナドトロピン分泌異常症
			下垂体性TSH分泌異常症
	16	偽性低アルドステロン症	偽性低アルドステロン症
	17	偽性副甲状腺機能低下症	偽性副甲状腺機能低下症
	23	クッシング病	クッシング病

分野	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
内分泌系（続き）	24	グルココルチコイド抵抗症	グルココルチコイド抵抗症
	31	原発性アルドステロン症	原発性アルドステロン症
	42	高プロラクチン血症	PRL分泌異常症
	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌異常症
	58	神経性過食症	中枢性摂食異常症
	59	神経性食欲不振症	
	72	先端巨大症	先端巨大症
	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	副腎酵素欠損症
	87	TSH産生下垂体腺腫	下垂体性TSH分泌異常症
	88	TSH受容体異常症	TSH受容体異常症
	109	ビタミンD依存症二型	ビタミンD受容機構異常症
	130	レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症
代謝系	4	アミロイドーシス	アミロイドーシス
	33	原発性高脂血症	原発性高脂血症
神経・筋	2	亜急性硬化性全脳炎	亜急性硬化性全脳炎（SSPE）
	7	HTLV－１関連脊髄症	HTLV－１関連脊髄症（HAM）
	18	球脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症
	21	ギラン・バレ症候群	ギラン・バレー症候群（GBS）
	22	筋萎縮性側索硬化症	筋萎縮性側索硬化症（ALS）
	25	クロウ・深瀬症候群	単クローン抗体を伴う末梢神経炎（クロウ・フカセ症候群）
	34	原発性側索硬化症	原発性側索硬化症
	57	重症筋無力症	重症筋無力症（MG）
	61	進行性核上性麻痺	進行性核上性麻痺
	63	進行性多巣性白質脳症	進行性多巣性白質脳炎（PML）
	66	正常圧水頭症	正常圧水頭症
	68	脊髄空洞症	脊髄空洞症
	69	脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症
	70	脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症
	78	大脳皮質基底核変性症	大脳皮質基底核変性症
	79	多系統萎縮症	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
	80	多巣性運動ニューロパチー	多巣性運動ニューロパチー（ルイス・サムナー症候群）
	82	多発性硬化症	多発性硬化症（MS）
	101	パーキンソン病	パーキンソン病
	106	ハンチントン病	ハンチントン病

※　今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患の対応表

分野	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
神経・筋（続き）	114	フィッシャー症候群	フィッシャー症候群
	115	プリオン病	クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）
			ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病（GSS）
			致死性家族性不眠症
	117	ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
			ペルオキシソーム病
	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎（CIDP）
	122	ミトコンドリア病	ミトコンドリア病
	125	もやもや病	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
	126	有棘赤血球舞踏病	有棘赤血球舞踏病
	128	リソソーム病	ライソゾーム病
			ファブリー病【循環器系】
視覚系	12	加齢性黄斑変性症	加齢性黄斑変性症
	54	視神経症	難治性視神経症
	124	網膜色素変性症	網膜色素変性症
聴覚・平衡機能系	84	遅発性内リンパ水腫	遅発性内リンパ水腫
	96	特発性両側性感音難聴	特発性両側性感音難聴
	97	突発性難聴	突発性難聴
	123	メニエール病	メニエール病
循環器系	40	拘束型心筋症	拘束型心筋症
	90	特発性拡張型心筋症	特発性拡張型（うっ血型）心筋症
	73	先天性QT延長症候群	家族性突然死症候群
	108	肥大型心筋症	肥大型心筋症
呼吸器系	49	サルコイドーシス	サルコイドーシス
	55	若年性肺気腫	若年性肺気腫
	91	特発性間質性肺炎	特発性間質性肺炎
	103	肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症
	104	肺胞低換気症候群	肺胞低換気症候群
	111	びまん性汎細気管支炎	びまん性汎細気管支炎
	112	肥満低換気症候群	肥満低換気症候群
	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	127	ランゲルハンス細胞組織球症	ランゲルハンス細胞組織球症
	129	リンパ管筋種症	リンパ脈管筋腫症（LAM）

分野	障害者総合支援法		難病患者等居宅生活支援事業
消化器系	10	潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎
	13	肝外門脈閉塞症	肝外門脈閉塞症
	15	肝内結石症	肝内結石症
	26	クローン病	クローン病
	27	劇症肝炎	劇症肝炎
	32	原発性硬化性胆管炎	肝内胆管障害
	35	原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性肝硬変
	52	自己免疫性肝炎	自己免疫性肝炎
	56	重症急性膵炎	重症急性膵炎
	95	特発性門脈圧亢進症	特発性門脈圧亢進症
	100	嚢胞性線維症	膵嚢胞線維症
	105	バッド・キアリ症候群	バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群
	121	慢性膵炎	慢性膵炎
皮膚・結合組織	20	強皮症	強皮症
	28	結節性硬化症	結節性硬化症（プリングル病）
	38	好酸球性筋膜炎	好酸球性筋膜炎
	37	硬化性萎縮性苔癬	硬化性萎縮性苔癬
	47	混合性結合組織病	混合性結合組織病
	51	色素性乾皮症	色素性乾皮症（XP）
	60	神経線維腫症	神経線維腫症Ⅰ型（レックリング・ハウゼン病）
			神経線維腫症（Ⅱ型）
	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	重症多形滲出性紅斑(急性期)
	86	中毒性表皮壊死症	
	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬様紅皮症
	89	天疱瘡	天疱瘡
	99	膿疱性乾癬	膿疱性乾癬
	113	表皮水疱症	表皮水疱症
骨・関節系	9	黄色靭帯骨化症	黄色靭帯骨化症
	39	後縦靭帯骨化症	後縦靭帯骨化症
	41	広範脊柱管狭窄症	広範脊柱管狭窄症
	62	進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症（FOP）
	94	特発性大腿骨頭壊死	特発性ステロイド性骨壊死症
			特発性大腿骨頭壊死症
	107	汎発性特発性骨増殖症	前縦靭帯骨化症
腎・泌尿器系	1	IgA腎症	IgA腎症
	19	急速進行性糸球体腎炎	急速進行性糸球体腎炎
	83	多発性嚢胞腎	多発性嚢胞腎
	98	難治性ネフローゼ症候群	難治性ネフローゼ症候群
スモン	65	スモン	スモン

※　今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

今後の難病対策の在り方（中間報告）（抜粋）

平成24年8月16日
厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会

2.「難病」の定義、範囲の在り方

○　総合的な難病対策の外縁となる「難病」の定義については、「難病対策要綱」（昭和47年10月厚生省）をも参考にしつつ、できるだけ幅広くとらえるべきである。一方で、個別施策の対象となる疾病の範囲については、広く国民の理解を得られるよう、それぞれの施策の趣旨・目的等も踏まえ、比較的まれな疾病を基本に選定すべきである。

○　今後、「難病」の定義については、個別施策の対象となる疾病の範囲の議論を深めつつ、引き続き検討する。

4. 福祉サービスの在り方

○　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者も、障害児・者の範囲に加えられたことから、平成25年4月以降、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る給付対象となる。
　なお、児童福祉法上の障害児通所支援及び障害児入所支援についても同様の取扱いとなる。

○　障害者総合支援法の「治療方法が確立していない疾病」であって「政令で定めるもの」の疾病の具体的な範囲については、現在、難治性疾患克服研究事業「今後の難病対策のあり方に関する研究班」において調査・分析を行っており、その結果等の他、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲も参考にしつつ、障害者総合支援法の施行に向け、検討する。

○　障害程度区分の認定に当たっては、難病ごとの特性（病状の変化や進行等）についてきめ細かく配慮する必要がある。

難病患者等居宅生活支援事業の概要

難病患者等居宅生活支援事業は、患者のQOLの向上のために平成9年から開始された事業で、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業といった、患者の療養生活の支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図る。
（＜補助率＞国：1／2、都道府県：1／4、市町村1／4）。

1　難病患者等ホームヘルプサービス事業（市町村（特別区を含む）事業）

難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、入浴等の介護や掃除などの家事サービスを提供し、難病患者等の福祉を増進を図る事業

◆入浴、排泄、食事等の介護◆　　◆調理、洗濯、掃除等の家事◆

2　難病患者等短期入所事業（市町村（特別区を含む）事業）

難病患者等の介護を行う者が、病気や冠婚葬祭などの社会的理由又は個人的な旅行などの私的理由により介護を行えなくなった場合に、難病患者等を一時的に病院等の医療施設に保護する事業（原則として7日以内）。

3　難病患者等日常生活用具給付事業（市町村（特別区を含む）事業）

難病患者等に対して、日常生活用具を給付することにより、難病患者等の日常生活の便宜を図る事業

給付品目：18品目

① 便　　器	⑦ 車いす（電動車いすを含む）	⑬ 居宅生活動作補助用具
② 特殊マット	⑧ 歩行支援用具	⑭ 特殊便器
③ 特殊寝台	⑨ 電気式たん吸引器	⑮ 訓練用ベット
④ 特殊尿器	⑩ 意思伝達装置	⑯ 自動消火器
⑤ 体位変換器	⑪ ネブライザー（吸入器）	⑰ 動脈血中酸素飽和度測定器
⑥ 入浴補助用具	⑫ 移動用リフト	⑱　整形靴

事業の対象者

以下の全てを満たすこと

①日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスの提供を必要とする者であること。

②難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチの患者であること。

③在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されている者であること。

④障害者自立支援法等の他の施策の対象とならないこと。

※　利用者世帯の所得に応じた自己負担あり：0～52,400円
　　但し、生計中心者の前年度所得税課税年額が70,001円以上の世帯：全額

障害者・障害児に対する福祉サービスの体系

《障害者総合支援法》（平成25年4月～）

市　町　村

障害福祉サービス

〔介護給付〕
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活介護
- 施設入所支援

〔訓練等給付〕
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助

相談支援

- 地域移行支援、地域定着支援
- サービス利用支援、継続サービス利用支援

補装具

地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 等

支援

- 広域支援
- 人材育成
- 等

都道府県

《児童福祉法》

市　町　村

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援

- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助

都道府県

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

障害者 障害児

参考資料３

別添３

難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱

１　目的

難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

２　実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

３　用具の種目及び給付対象者

給付の対象となる用具は、別表１の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる難病患者等で、次の全ての要件をみたす者のうち、市町村長が真に必要と認めた者とする。

①　別に定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者

②　在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者

③　介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とはならない者

４　用具の給付の実施

⑴　用具の給付は、原則として、難病患者等又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申請に基づき実施するものとする。

⑵　市町村長は、用具の給付の申請があった場合は、本要綱及び「診断書」を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。

⑶　用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表２の基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。なお、この場合、原則として負担する額は日常生活用具の引き渡しの日に直接業者に支払うものとする。

５　費用の請求

用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

６　給付台帳の整備

事業の実施主体は、用具の給付の状況を明確にするための「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

別表１

種　目	対　象　者	性　　能
便　　器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	同上	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車　　いす	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。（歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動いすも含む。）
歩行支援用具	同上	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。

種　目	対　象　者	性　能
意思伝達装置	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	同上	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

別表２

日常生活用具給事業費負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 ０
B	生計中心者が前年所得税額非課税世帯	０
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	１６，３００
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	２８，４００
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の世帯	４２，８００
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	５２，４００
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 70,001 円以上の世帯	全　額

参考資料４

障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の概要

１．制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

２．対 象 者　　日常生活用具を必要とする障害者、障害児

３．実施主体　　市町村

４．種　目（詳細は（別紙）厚生労働省告示第５２９号を参照）

①　介護・訓練支援用具
②　自立生活支援用具
③　在宅療養等支援用具
④　情報・意思疎通支援用具
⑤　排泄管理支援用具
⑥　居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

５．申請方法等

市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

６．費用負担

⑴　補助金の負担割合

国:50／100以内　都道府県:25／100以内

※ 国費の財源は平成２４年度の場合、４５０億円（統合補助金）の内数

⑵　利用者負担

市町村の判断による。

【参考】

１．創 設 年 度　　平成１８年１０月施行
２．根　　拠　　障害者自立支援法　第７７条第１項第２号
３．国の補助根拠　　障害者自立支援法　第９５条第２項第２号

（別紙）

〇厚生労働省告示第５２９号
　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
　　平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣　柳沢　伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定による障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一　用具の要件
イ　障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
ロ　障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
ハ　用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二　用具の用途及び形状
イ　介護・訓練支援用具　特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
ロ　自立生活支援用具　入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ハ　在宅療養等支援用具　電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ニ　情報・意思疎通支援用具　点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ホ　排泄管理支援用具　ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ヘ　居宅生活動作補助用具　障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

参考資料５

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

難病等日常生活用具の対象種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具（自立生活支援用具）	
特殊マット	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	
特殊寝台	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	
特殊尿器	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	
体位変換器	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	
入浴補助用具	日常生活用具（自立生活支援用具）	
車椅子（電動車椅子も含む）	補装具	
歩行支援用具	日常生活用具（自立生活支援用具）	
電気式たん吸引器	日常生活用具（在宅療養等支援用具）	
意思伝達装置	補装具	
ネブライザー	日常生活用具（在宅療養等支援用具）	
移動用リフト	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	
居宅生活動作補助用具	日常生活用具（居宅生活動作補助用具）	
特殊便器	日常生活用具（自立生活支援用具）	
訓練用ベッド	日常生活用具（介護・訓練支援用具）	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具（自立生活支援用具）	
動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）	日常生活用具（在宅療養等支援用具）	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具	

参考資料６

平成22年度難病患者等日常生活用具給付事業の給付状況について

○難病患者等日常生活用具給付事業の対象者は、「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、「対象者」欄に掲げる※難病患者等で次の全ての要件を満たす者のうち、市町村長が真に必要と認めた者
・厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者
・在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者
・介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とはならない者

○平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の対象となる。（平成25年度からは厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチが難病等の範囲として加わる。）

○そのため、平成25年4月からの補装具費支給制度における難病患者等への支給を判断するための判断基準を国として検討するため、難病患者等日常生活用具給付事業において、今後、障害者総合支援法の補装具として整理される「車椅子」、「電動車椅子」、「意思伝達装置」、「整形靴」の給付実績等を一部の自治体から聴取した状況を整理。

※平成22年度難病患者等日常生活用具給付事業の実績から一部の自治体に聴取した内容
■車椅子

疾患名 【疾患群】	型式	価格(円)	既製品or ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ	必要と認めた際の判断基準等 （どのような状態であったか）
多発性硬化症 【神経･筋疾患】	普通型	71,362	既製品	・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。 ・１日において症状が変化するため、歩けるか歩けないかで判断すれば、ほとんど歩けるということになるため、症状の変化について配慮する必要があるのではないか。 ・身体障害者更生相談所に準ずる機関として保健所の保健師の訪問を行った上で必要性を判定することにしてはどうか。
多発性嚢胞腎 【腎･泌尿器系疾患】	普通型	70,400	既製品	・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。
多発性筋炎・皮膚筋炎 【免疫系疾患】	普通型	70,400	既製品	・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。
多発性筋炎・皮膚筋炎 【免疫系疾患】	普通型	70,400	既製品	・医師の診断書、保健所の保健師における訪問による意見書で必要性を判断

■電動車椅子

疾患名 【疾患群】	型式	価格	既製品 ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ	必要と認めた際の判断基準 （どのような状態であったか）
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 【神経･筋疾患】	普通型	314,000	既製品	・医師の診断書、市職員による聞き取り調査により必要性を判断。
多発性硬化症 【神経･筋疾患】	普通型	314,000	既製品	・医師の診断書で疾患と必要性(身体の状態)を確認の上、保健所の保健師における訪問を行った上で必要性を判断。

■意思伝達装置

疾患名 【疾患群】	価格	給付 製品名	必要と認めた際の判断基準 （どのような状態であったか）
脊髄小脳変性症 【神経･筋疾患】	470,000	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 （車椅子利用。四肢が動かない。発語ができない。身障手帳は対象外であった。）
筋萎縮性側索硬化症 【神経･筋疾患】	546,831	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 （進行している状態で、上下肢動かず、音声発生ができない状態。なお、医師の診断書等で状態把握が終われば2,3日での給付が可能。）
筋萎縮性側索硬化症 【神経･筋疾患】	258,000	ﾚｯﾂ･ﾁｬｯﾄ	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。
筋萎縮性側索硬化症 【神経･筋疾患】	116,000	ﾚｯﾂ･ﾁｬｯﾄ	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 （言語喪失、身障手帳なし。）
筋萎縮性側索硬化症 【神経･筋疾患】	88,920	ﾄｰｷﾝｸﾞｴｲﾄﾞ	・医師の診断書、保健所の保健師の訪問による意見書。
筋萎縮性側索硬化症 【神経･筋疾患】	227,475	ﾚｯﾂ･ﾁｬｯﾄ	・医師の診断書、市職員による聞き取り調査により必要性を判断。（身障手帳１級）
多系統萎縮症(線条体黒質変性症) 【神経･筋疾患】	470,000	伝の心	・医師の診断書、保健所の保健師による状態把握。 （医師の診断書に意思伝達装置が必要である旨記載あり。なお、進行している状態でありすぐに給付が必要であったが、障害者施策では支給までに時間が要するため、手帳保持していたが、障害部局とも調整の上、難病施策で対応。なお、たん吸引器は障害施策では気管切開している者に限られていたため、たん吸引器とあわせて給付。）

(注1)基準額を超えた場合は、自治体が超えた額を負担している。
(注2)整形靴については、平成22年度実績なし。(種目としては、平成23年度から対象としている。)

（※参考：難病患者等日常生活用具給付事業の種目、基準額、対象者、性能）

種目	基準額	対象者	性能
便器	4. 450円 5, 400円 （便器に手すりをつけた場合）	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	19, 600円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154, 000円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67, 000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15, 000円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90, 000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車椅子	70, 400円 314, 000円 （電動の場合）	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。（歩行機能を電動車椅子によらなければ代行できない者については、電動車椅子も含む。）
歩行支援用具	60, 000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56, 400円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意思伝達装置	470, 000円	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	36, 000円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159, 000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	200, 000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151, 200円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓練用ベッド	159, 200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28, 700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器（ﾊﾟﾙｽｵｷｼﾒｰﾀｰ）	157, 500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	132, 400円	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

参考資料７

補装具費支給の判定について（現行）

〔身体障害者の場合〕

<table>
<tr><th colspan="2">身体障害者更生相談所の判定により
市町村が決定</th><th>医師の補装具費支給意見書
により市町村が決定</th></tr>
<tr><td>更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定</td><td>医師作成の補装具費支給意見書等により更生相談所が判定</td><td rowspan="2">・義眼
・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡）
・車いす（レディメイド）
・歩行器
・盲人安全つえ
・歩行補助つえ

上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師作成の補装具費支給意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。
身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師作成の補装具費支給意見書を省略させることができる。</td></tr>
<tr><td>・義肢
・装具
・座位保持装置
・電動車いす
の新規購入

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。</td><td>・補聴器
・車いす（オーダーメイド）
・重度障害者用意思伝達装置
の新規購入</td></tr>
</table>

〔身体障害児の場合〕

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求める。

補装具費の支給の仕組み①（償還払方式の場合）

参考資料８

〇補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
〇申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
〇補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
〇障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
　・事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
　・市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
〇市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。

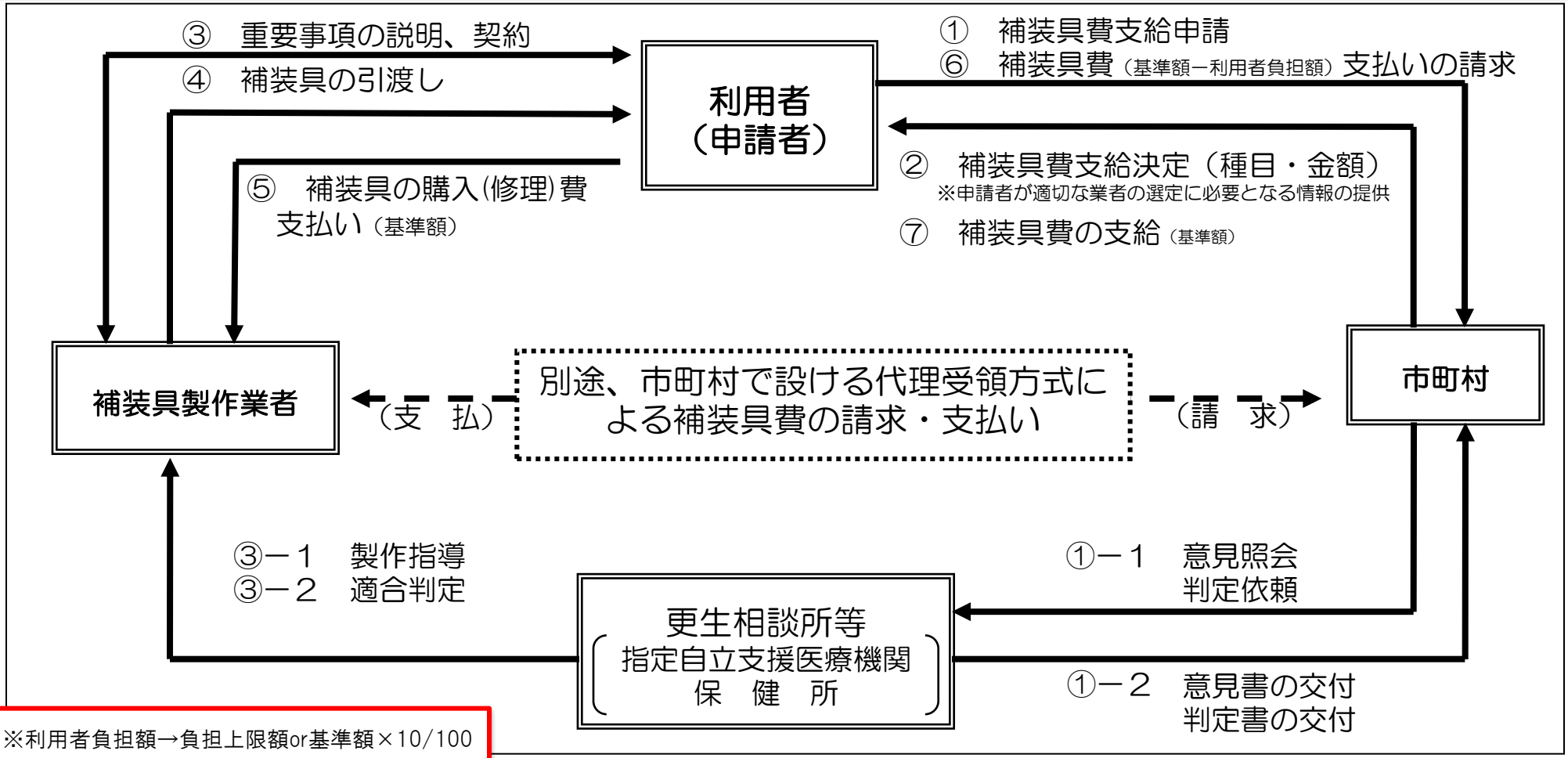

※利用者負担額→負担上限額or基準額×10/100

補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

〇補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
〇申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
〇補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
〇障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
　・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
　・事業者は、市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
〇市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。

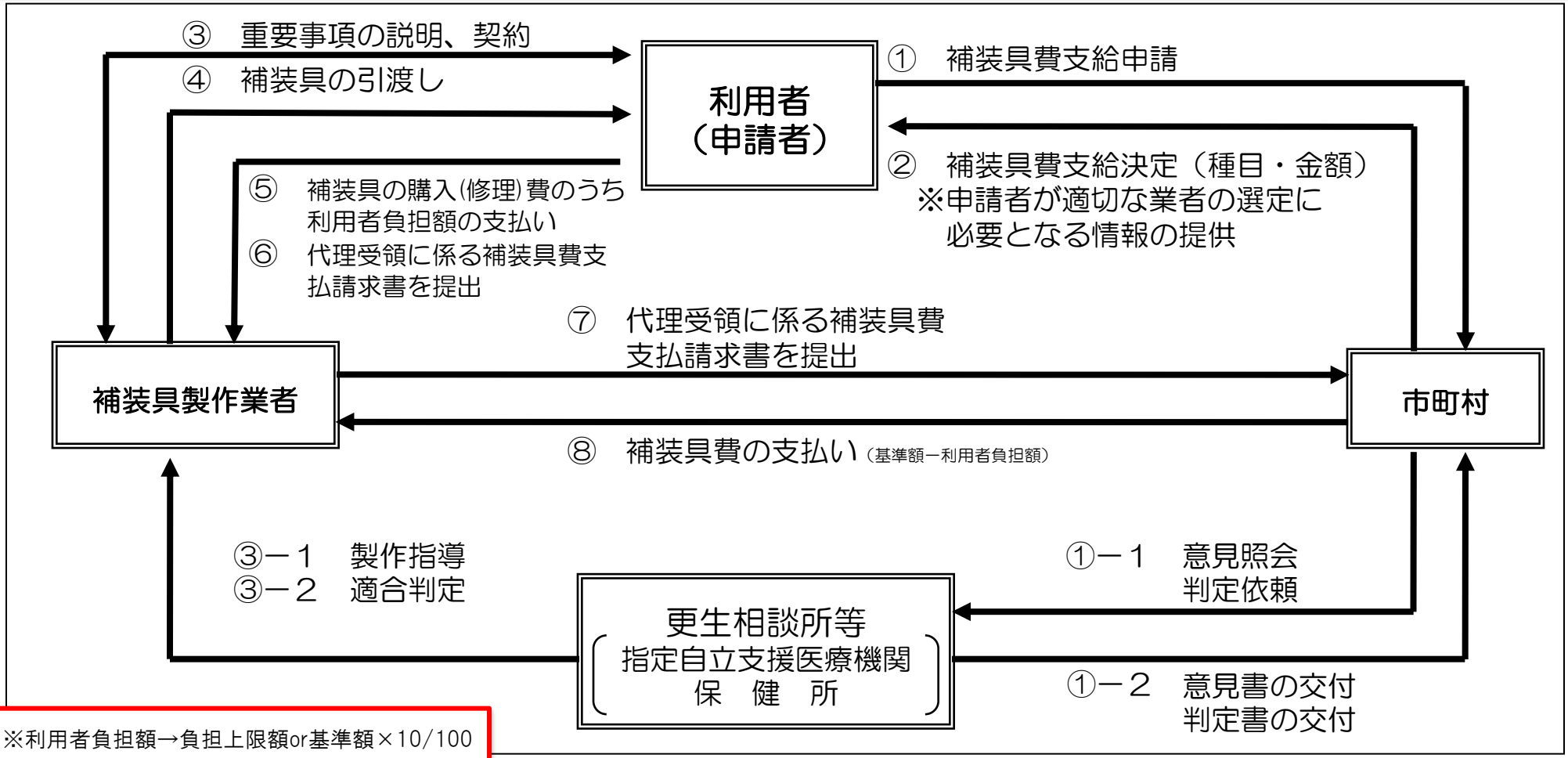

※利用者負担額→負担上限額or基準額×10/100